

公益財団法人 日本アウトワード・バウンド協会 御中

子どものセーフガーディングに関する自己申告書・誓約書

私は、貴協会が実施する青少年教育活動および体験キャンプ等(以下、活動)において、参加する子どもたち（18 歳未満または高校生未満）の安全と尊厳を守ることが、指導者およびスタッフの重要な責務であることを理解し、以下の事項について自己申告および誓約いたします。

1. 過去の刑事処分等に関する自己申告

以下の事項について、該当の有無を申告します。

- ☐ 私は、児童または他者に対する性的加害行為、またはそれに類する行為に関して、有罪判決、略式命令による罰金刑、起訴その他これらに準ずる刑事処分を受けた事実はありません（示談による不起訴、猶予処分等を含む）。
- ☐ 私は、教育活動、スポーツ指導、青少年活動その他において、口頭・書面に関わらず児童への不適切行為を理由とした注意や指導・勧告・懲戒処分等を受けた事実はありません。

※上記に該当する事項がある場合は、備考欄にて内容をご申告ください。

2. 子どもの尊厳と安全の尊重

私は、活動に参加する子どもたちの人格と尊厳を尊重し、安全で安心できる活動環境の維持に努めます。

また、以下の行為を行いません。

- ・暴力、体罰、意図的な無視や安全配慮の放棄、必要な支援を行わないなどの行為、
- ・威圧的言動（但し、安全確保が間に合わない場合の大声・命令口調は除く）
- ・性的言動、わいせつ行為
- ・差別的発言、人格を否定する言動
- ・必要のない身体接触

3. 活動における行動規準

私は、活動において以下の事項を遵守します。

- ・別紙の「OBJ 個別対応における行動規準」に則して行動します。
- ・参加者との個人的な連絡先交換（電話番号、メール、SNS 等）を行いません
- ・活動期間外に子どもと私的な接触を行いません
- ・許可のない写真・動画の撮影や使用を行いません

また、指導者による子どもに対する不適切行為またはその疑いを認識した場合には、見過ごすことなく、速やかに貴協会へ報告します。

4. 虚偽申告または違反行為について

本書の内容に虚偽が判明した場合、または子どもの安全や尊厳を損なう行為が確認された場合

には、貴協会が必要と判断する措置（活動停止、契約解除等）を受けることについて異議を申し立てません。

以上の内容を理解し、ここに自己申告および誓約いたします。

年 月 日

所属先

住 所

氏名（自署） 印

【備考欄】
（該当事項がある場合の説明等）

OBJ 個別対応における行動規準

- 運営またはプログラム上、やむを得ない場合以外は個別対応を避ける
- 個別対応が必要な時は、事前にディレクターまたは他のスタッフにしっかり伝える
- 可能な限りオープンな場で行う（例：公共の場や他者の視界の中で、密室ではドアを開ける等）
- 以下の「子どもと指導者が二人きりになる状況が避けられない時のルール」を遵守する
- 事前に保護者や利用団体のスタッフ、子どもたちにも、二人きりになる状況が避けられない時に、セーフガーディングの観点から指導者自身の動画や音声を記録すること（また必要に応じてそのデータの保存期間等）について説明し、理解を求める。
- 記録したデータを、法令に基づき開示する必要がある場合や、保護者または利用団体のスタッフなどから開示を求められた場合は、事業部長（またはデータにアクセス権限のある代理の者）が窓口となり、適切に対応する。

※やむを得ず二人きりになる場面で、指導者自身の動画や音声を記録する目的は次の2つ

- ①子どもを守る：スタッフ等によるセーフガーディング違反の抑止効果を期待する
- ②スタッフを守る：セーフガーディング違反の疑いを指摘された時、スタッフ等が適切に対応していた事実の証拠を残す

<子どもと指導者が二人きりになる状況が避けられない時のルール>

■共通ルール

- 1、下の「カメラによる記録が必要な5つの場面」をはじめ、子どもと指導者が二人きりになる状況が避けられない場面では、指導者は「参加者氏名」「指導者氏名」「日付」「時間」「内容」等を記録し、可能なら即時に簡易的な報告を、そして必ず24時間以内に正式な報告を、ディレクターまたは上長に行う。
- 2、完全に二人きりになる場面では、指導者は原則的にウェアラブルカメラで指導者自身を録画し、1、の正式な記録・報告と関連づけてコース終了後3日以内に事業部長へ録画データを提出する。事業部長はデータを30日間、共有ドライブサーバーに保存する。
※但し、事業部長は捜査上の理由など必要に応じて、保存期間を30日間単位で延長することができる。
- 3、録画を開始・終了するとき、指導者は「他のスタッフ」と「対象となる子ども」に録画の開始と終了を宣言する。

■カメラによる記録が必要な5つの場面

- 1、登山遠征中の体調不良による下山時
- 2、プログラム中の体調不良による預かり時
- 3、車両等による参加者の送迎時
- 4、トイレの付き添い時
※但しトイレでは、原則として音声のみ記録する（動画は記録しない）
- 5、夜間（ソロキャンプを含む）の見回り・対応時

■やむを得ず二人きりになる時の 報告・記録 提出からデータ保管の流れ（まとめ）

- ①簡易報告：即時：指導者からディレクターまたは上長へ（やむを得ない場合は省略）
例）「イントラの〇〇です。今から〇〇駅へ、送迎のため、参加者〇〇さんと二人で移動します。動画記録を開始します。」

「イントラの〇〇です。参加者〇〇さんを保護者に引き渡しました。動画記録を終了します。」

② 正式な記録の提出：24時間以内：指導者から所長または上長へ（必須）
内容）「記録番号（記録ごとの固有の番号）」 「参加者氏名」 「指導者氏名」 「日付」 「時間」 「対応の内容」

③ 動画データの提出：指導者また上長から所長へ：コース終了後3日以内
例）ファイル名を、「記録番号_コース名__指導者名」として、事業部長は②の正式な記録とともに動画データを共用サーバーに保管

④ 動画データへのアクセスの権限：当団体内で、これら保存されたデータにアクセスできるのは、以下のスタッフ等です。

- ・執行理事
- ・エグゼクティブ・ディレクター
- ・各事業所管理職

以 上